建築基準法第４３条第２項第１号の規定による認定取り扱い基準

平成 30 年 11 月 14 日制定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第２項第１号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。

１　認定基準について

基準１　敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員４メートル以上のものに限る。）に２メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に２以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 ㎡以内、かつ、一戸建ての住宅のものに限る。）

次の各号に該当する場合とする。

① 農道その他これに類する公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。

② 当該道の通行上の使用について、管理者（公的機関）との協議が終わっていること。

③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。

④ 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。

⑤ 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅であること。）

基準２　敷地が、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道（幅員 4 メートル以上のものに限る。）に 2 メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に２以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 ㎡以内、かつ、一戸建ての住宅のものに限る。）

次の各号に該当する場合とする。

① 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。

② 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。

③ 省令第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾を受けていること。

（申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに

当該道を省令第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項において準用する政令第 144 条の 4 第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を受けていること。）

④ 省令第 10 条の 3 第 3 項に定める建築物の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅であること。）

附則

（施行期日）この基準は平成 30 年 11 月 14 日から実施する。